

静岡県監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年8月30日

静岡県監査委員 渡邊 芳文  
静岡県監査委員 山下 和俊  
静岡県監査委員 良知 淳行  
静岡県監査委員 阿部 卓也

監査対象機関	監査結果報告年月日
一般財団法人 南アルプスみらい財団	令和6年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件名 補助金申請等に関する不適切な事務処理</p> <p>3 内容 一般財団法人南アルプスみらい財団は、令和4年度の南アルプスモデル推進事業費補助金において、補助金交付要綱第5で補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとされているにもかかわらず、知事の承認を受けていなかった。</p> <p>また、当該補助金の対象となる経費と、県から受託している令和4年度南アルプスモデル推進業務の対象経費について区分経理をしていなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>令和4年度は、当財団設立初年度であったため、すべての事務手続が初めての経験であり、採用不調のため、想定より2人不足した職員体制での事務執行となったことから、作業手順の整理や他の事務手続などに追われ、補助要綱を十分に確認できずに変更承認の申請手続を失念してしまいました。</p> <p>同様に、区分経理についても、職員の認識不足から補助業務と受託業務のどちらにも関係する旅費や消耗品費等を明確に区分しないまま、処理してしまいました。</p> <p>補助事業については、経費の執行状況を月次ごとに確認し、当初申請額から大幅な増減が見込まれる場合には、要綱に沿って速やかに変更承認申請を行うよう、事務手続を見直しました。</p> <p>また、法人の経理についても、受託業務と補助金の対象経費を明確にするため、入出金の管理簿や稟議書に用途に応じて区分を明示する等、会計処理の見直しを行いました。</p> <p>今後は、補助要綱などの規程の確認を怠らずに事務手続を進めるよう職員に周知徹底し、再発</p>	

防止に努めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
一般財団法人 南アルプスみらい財団	令和6年3月27日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 会計伝票の承認手続の未実施</p> <p>3 内 容 一般財団法人南アルプスみらい財団は、同財団の財務規程において、会計伝票は責任者に承認印を受けるものとされているにもかかわらず、設立当初の令和4年7月19日から、この承認を行っていなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>承認手続を実施していなかった原因は、必要書類及び責任者が財務規程で明確に定められていなかったため、月次の入出金に係る関連帳票を決裁することで、当該規程の要件を満たしているものと、財務規程を誤って解釈していたことによるものです。</p> <p>このため、財務規程を「会計伝票は、月次での会計処理結果の一覧を関連帳票及び通帳の写しとともに回覧し、専務理事の承認印を受けるものとする」と改正し、必要書類及び責任者を明確化するとともに、会計伝票の月締め作業後10日以内に承認を受けるように事務手続を見直しました。</p>	